

令和6年4月12日

## ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、宮崎県都農町をふるさと納税の対象となる地方団体として指定しますので、お知らせいたします。

※ 指定対象期間：令和6年4月13日～同年9月30日

（連絡先）自治税務局市町村税課  
担当：鈴木、山西、青木  
電話：03-5253-5669（直通）